

平成 27 年 10 月 30 日

資源エネルギー庁

冬季の省エネルギー対策を決定しました

～11 月から 3 月は冬季の省エネキャンペーン～

11 月から 3 月まで、冬季の省エネルギー対策を促進するため省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、「冬季の省エネルギー対策について」を決定しました。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成され、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されています。本日、当会議にて「冬季の省エネルギー対策について」(別添)を決定しました。

なお、当該冬季の省エネルギー対策については、本日決定された「2015 年度冬季の電力需給対策について」と一体となる形で、省エネルギーに関する取組を推進する内容になっています。

また、政府は、関係業界等に対して、省エネルギー・節電に関する協力要請を徹底するとともに、省エネルギー対策が電力需給対策にも貢献するよう、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進していきます。

さらに、政府自ら率先して、暖房中の室温の適正化や照明の削減など、省エネルギー・節電の実践に取り組みます。

(参考)2015 年度冬季の電力需給対策について

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

(添付資料)

別添:「冬季の省エネルギー対策について」

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課長 辻本

担当者: 宮野、及川

電話:03-3501-1511(内線 4541)

03-3501-9726(直通)